

2020年9月9日

経済産業大臣 梶山 弘志様

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

代表 佐藤 典子

札幌市中央区大通東2丁目15-1 サラサビル 4F
TEL011-219-0112 (市民ネットワーク北海道内)

寿都町の高レベル放射性廃棄物地層処分問題を巡って、虚偽の情報操作により世論誘導政策を行っていることに対する抗議、及び、係る世論誘導政策を直ちに中止し、誤った情報内容を訂正し、正直で正しい情報の提供を強く求める申し入れ

1 経済産業省の「文献調査」は次の「概要調査」の段階と独立しているという説明は全くの虚偽です。

文献調査から最終処分施設建設地の選定まで、自治体側からは、離脱することも、後戻りすることもできない、すなわち自治体からは抜け出すことのできない「強力に連続した」手続です。

その一連の手続は、法律上、文献調査から最終処分地選定まで、次のように、強力な自動(オートマチック)連結システムともいうべきものになっています。原子力発電環境整備機構(以下、機構)は、

- ①文献調査を行ったときは…文献調査対象地区の中から概要調査地区を選定しなければならない。
⇒ここまでの概要調査地区選定段階：特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 第6条
- ②選定された概要調査地区を対象に概要調査を行わなければならない。
概要調査を行ったときは…精密調査地区を選定しなければならない。
⇒ここまでの精密調査地区選定段階：同第7条
- ③精密調査地区を対象とする精密調査を行わなければならない。
精密調査を行ったときは…最終処分施設建設地を選定しなければならない。
⇒ここまでの最終処分施設建設地の選定段階：同第8条

以上は、知事や町長の意思とは無関係に、機構の法律上の義務として自動的に進行する規定です。途中、知事や町長が拒否しても、白紙には戻らず、一時停止して、知事や町長が翻意して同意するか、同意する知事や町長に代わるのを待つだけであり、そこには何らの分断もありません。

従って、経産省の「独立」した手続であるという説明は、法律の規定とは全く逆の虚偽の説明であり、道民に虚偽の情報を提供し誤導するものです。

2 「確約文書」は法律的に「受け入れるまで待つ」という意味です。

経産大臣は、知事や町長が文献調査に応じた場合、意思に反して概要調査に進まない旨の「確約書」を知事宛に郵送したと報じられています。この「確約

書」の法的意味は「受け入れるまで待つ」という意味になります。

このことは最終処分法第6条2項を読めば一目瞭然です。

「機構は、…文献調査の対象となった地区…の中から概要調査地区を選定しなければならない」

文献調査対象地が決まったら、機構には、その中から「概要調査地区を選定しなければならない」という義務が発生します。「確約書」はこの義務規定に反することはできません。知事や町長が同意するか、同意する知事に代わるまで一時停止し「待つ」に過ぎません。

文献調査は、このように、次の段階と法律上「連続」しています。連続していないという経産省の説明は、法律に反し虚偽です。

3 道民の疑問について

私たちの団体に寄せられた疑問と、それに対する私たちの見解を以下の通り整理します。経産省は、ここに記載されたような法律制度の仕組みについて、道民に気づかせないようにしながら誤導しています。経産省は「分かりやすい説明」「理解と協力」というのですから、法律に従い、ここに述べた回答例のように説明すべきです。

<寄せられた質問と回答例>

質問と回答① 文献調査が終わって、次の段階で知事が反対した場合、文献調査は白紙に戻るのか、無効になるのか。⇒ 白紙に戻らない。無効にもならない。反対の間、次に進むのを一時停止するだけです。知事が賛成するか、賛成の知事に代わるのを待って次の段階に進みます。赤信号で停止し青信号を待って進むのと同じです。

質問と回答② 文献調査対象地区選定後、反対の知事が当選したら、文献調査対象地区ではなくなるのか。⇒ なくなりません。文献調査対象地区のままです。知事が賛成するか、賛成の知事に代わるのを待って次の段階に進むこととなります。この流れは最終処分施設建設地選定に至るまで一貫しています。以上のように、文献調査から最終処分地選定まで、一つが終われば次に進むという連続した自動連結システムで進行するようになっています。途中で首長や知事の同意が得られなくても赤信号で一時停止するだけで、最後は処分地に行き着くようにプログラミングされた法律です。

質問と回答③ 最終処分法は読むと難しいが、プログラムソフトのような感じがする。ソフトになぞらえて説明すると分かりやすいのではないか。⇒その通りです。次のようになります。

- *自治体が文献調査に応募すると、自動的に地層処分プログラムソフトがインストールされた状態になります。
- *このソフトは、一度インストールされると、自治体側からアンインストールはできません。
- *取り消し（×）のボタンもありません。
- *「前に戻る」のボタンもありません。

*途中「同意する」「同意しない」のボタンはありますが、「同意しない」をクリックしてもソフトからの離脱にはならず、「同意するまでお待ちします」になります。

*結局「次へ」のボタンを押し続けさせ「最終処分地選定」まで誘導するプログラムです。

質問と回答④ 9月6日北海道新聞朝刊「知事反対でも除外せず」の記事だと、知事が文献調査に反対することは意味がないということか。⇒ 全く逆です。重要なことなので重複しますが整理します。

ポイント① 知事が文献調査を軽く見て「国がやることだからいいですよ。概要調査のとき意見を述べます」と言ったらどうなるか、知事が概要調査の段階で反対しても「法律上、文献調査対象地区から概要調査地区を選定することに決まっているのですよ、知って受け入れたんでしょ。法律にはっきり書いてあるでしょう。今更知りませんでは通りませんよ」ということになります。

ポイント② 法律上ある段階が終わると自動的に次の段階に進む仕組みになっています。文献調査に同意することは、後戻りも離脱もない最終処分地選定プログラムをインストールしたのと同じになります。途中の市町村・知事の拒否は受け入れるまでの一時停止に過ぎません。

ポイント③ 文献調査は本来概要調査の一環ですが、これを二つに分けて、不正確な広報資料によって、自治体を文献調査に誘導しやすくしていますので注意が必要です。

以上の通りであり、経済産業省が、虚偽の情報によって、道民の判断を誤らせ誤導する政策を行っていることに強く抗議します。

また、経済産業省は、文献調査は、次の段階と独立しているという虚偽の説明を撤回し、訂正すること。知事、町長が、いったん受け入れたら、自治体が最終処分地選定に向けた一連の手続から離脱することはできないこと、知事や町長の「不同意」は、翻意して同意するか同意する知事・町長に代わるまでの一時停止に過ぎない、という真実を、正直に広く伝えることを強く求めます。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

＜構成団体＞生活クラブ生活協同組合・北海道、

NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、

市民ネットワーク北海道、

環境市民連絡会・札幌、

子どもの未来を守る市民の会、

原子力公害に取り組む札幌市民の会